

## 社会福祉法人長生福寿会 評議員選任・解任委員会 運営細則

### (目的)

第1条 本細則は、社会福祉法人長生福寿会定款第6条1項に規定された社会福祉法人長生福寿会評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）における評議員の選任・解任手続き等を定めたものである。

### (設置及び任務)

第2条 当法人に、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、当法人の評議員の選任及び解任について審議し、決定する。

### (委員の選任)

第3条 評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の選任は、理事会の決議をもって行わなければならない。

### (委員の構成)

第4条 委員会は、監事2名・事務局員2名・外部委員1名の合計5名で構成する。

2 理事長は、委員会に出席しなければならない。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第6条2項に定める定員に足りなくなる時は、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (外部委員の資格等)

第6条 次に掲げる者は、定款第6条第2項で定める委員会の外部委員となることができない。

- (1) この法人の設立者、評議員、役員（理事又は監事）及び職員
- (2) この法人の理事長及び常勤の理事であった者（職員を兼ねた理事を含む。）並びに職員であった者（退職後1年未満の職員に限る。）
- (3) 上記（1）及び（2）に掲げる者の配偶者又は三親等以内の親族
- (4) 暴力団員等の反社会的勢力の者

(委員の解任)

第7条 委員が、次の各号のいずれかに該当する時は、理事会の決議によって解任することができる。ただし、理事会は、決議前に当該委員以外の委員の意見を徴するものとする。

- (1) 心身故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 理事会は、前項により委員を解任しようとする場合は、当該委員に対し解任理由を明確に提示し、聴聞の機会を与えるものとする。

(委員の報酬等)

第8条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

- 2 委員の報酬額は、理事会の決議を経て理事長が定める。
- 3 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。

(招集)

第9条 委員会は、委員会開催の日時・場所及び目的を示した書面を開催日の10日前までに送付する方法により、理事会が招集する。ただし、委員の全員の同意がある時は、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(委員長)

第10条 委員会の委員長は、当該委員会において委員の中から選出する。

- 2 委員長は、この委員会の会務を総理する。

(評議員の選任)

第11条 評議員の選任は、以下の各号の手続きを経るものとする。

- (1) 理事会は、所定の様式「次期評議員候補者推薦書」を委員会に提出する。
- (2) 理事会は、「次期評議員候補者推薦書」記載事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、理事会より提出された「次期評議員候補者推薦書」について審議を行い、評議員の選任について決議を行う。

(評議員の解任)

第12条 評議員の解任は、以下の各号の手続きを経るものとする。

- (1) 理事会は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として

不適任とした理由を委員に説明しなければならない。

- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に、弁明の機会を保証する。
- (3) 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う

(決議)

第13条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ賛成することを要する。

(議事録)

第14条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は書面をもって作成し、出席した委員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。
- 3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
  - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
  - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
  - (3) 委員の現在数と出席者数及び出席者氏名
- 4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

(理事会への報告)

第15条 委員長は、審査の結果を理事会に報告しなければならない。

(補則)

第16条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第17条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

- 1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任は、この細則の例により行う。
- 3 前項により選任された委員の任期は、この細則の施行の日から起算するものとする。